

# 茨城空港時刻表広告掲載要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、茨城空港時刻表（以下「時刻表」という。）内に掲載する広告（以下「時刻表広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

## (広告の範囲・広告主の制限)

第2条 時刻表広告は、公共性及び品位、信頼性を損なうことのないものとし、次の事項に該当するものは取り扱わないものとする。

- (1) 法令、規則等に違反するもの
  - (2) 公序良俗に反するもの
  - (3) 政治性又は宗教性のあるもの
  - (4) 個人の氏名を広告するもの
  - (5) 誇大又は虚偽の恐れのあるもの
  - (6) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
  - (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれのあるもの
  - (8) あたかも茨城空港利用促進等協議会（以下「協議会」という。）が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
  - (9) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
  - (10) その他、広告として適当でないと協議会が認めるもの
- 2 次の各号に掲げる業種又は事業者に係る広告は掲出することができない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
  - (2) 消費者金融に係る業種又は事業者
  - (3) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
  - (4) その他、広告を掲出する業種又は事業者として適当でないと認められるもの
- 3 法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者は、広告主としないことができる。なお、広告の掲出期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

## (広告料)

第3条 時刻表広告についての掲載料は、時刻表の発行対象期間（1ヶ月分）を基本単位とし、次に掲げる区分のとおりとする。ただし、時刻表を2ヶ月分発行する場合は、次に掲げる区分に応じた掲載料に2を乗じた額とし、時刻表を3ヶ月分発行する場合は、次に掲げる区分に応じた掲載料に3を乗じた額とする。

区 分	掲載料
1 ページ（横 78mm × 縦 133mm）	25,000 円～
1/2 ページ（横 78mm × 縦 66mm）	12,500 円～
1/3 ページ（横 78mm × 縦 44mm）	8,500 円～
2/3 ページ（横 78mm × 縦 88mm）	17,000 円～

## (広告の申込み)

第4条 時刻表広告を希望する広告主は、茨城空港時刻表広告掲載申込書（別紙様式）を協議会に提出するものとする。

## (広告の選定方法)

第5条 時刻表広告の選定については、年間契約を優先したうえで、そのほか広告区分や広告掲載料等を考慮し、茨城空港利用促進等協議会によって選定する。

なお、複数の申し込みがあった場合は、広告掲載料の提案が最も高い広告主を選定する。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、広告掲出に関し必要な事項については、別に定める。

付則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。